

不祥事根絶のための校内ルール

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを強く意識し、行動に責任を持ち、教育活動に専念しています。しかし、教職員による不祥事は、学校教育ならびに教育職員全体への信頼を損なう原因となります。従って、すべての教職員に対して、不祥事根絶のための高い志と士気の向上が求められています。

本校では、校内ルールを明文化し、本校に勤務するすべての教職員が共通認識を持って行動し、自分事として考え、不祥事が生じないようにすることを確認します。

【1】生徒の個別指導に関すること

- ・生徒指導にあたる際は、複数人で対応し、出入り口の扉を開けるなどして、密室状態を避ける。指導上やむを得ない場合は、学年主任に事前に対象生徒・場所・時間等を報告し、事後に結果を報告する。
- ・セクハラ、パワハラ等につながらないよう、言動には十分注意を払う。
- ・電話、メール、SNS等による私的なやりとりを行わない。

【2】個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは、原則持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、校内規定に従い管理職の了解を得たうえで、情報資産持出管理台帳に記載する。持ち出した情報は、十分に注意を払い、適切に取り扱う。
- ・複数人にメールを送信する際は、BCCを使用する。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレスや添付ファイルを複数名で確認する。
- ・生徒の答案の取扱いを再度徹底し、別室受験等も含めて答案の紛失や誤廃棄がないよう適切に管理する。

【3】交通に関すること

- ・飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を未然に防ぐよう心がける。事故が発生した場合には冷静に判断し、適切な処置をとり、誠意ある行動に努め、その後、速やかに管理職に報告する。

【4】校内の環境整備に関すること

- ・校内の物品を整理し、破損箇所は速やかに修繕する等、校内の環境整備と整理整頓に努める。
- ・日々の清掃時に加え、複数の担当者による教室等の安全点検を定期的に行う。

【5】校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口（茨城県HP [「青少年と保護者のための相談窓口一覧」](#)）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行う。

【6】生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるよう、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- ・教職員に対し、県教育委員会発行「One IBARAKI」等を活用した研修を実施する。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して自己点検を行う。